

## 紀南環境広域施設組合規則第2号

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月20日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

**第1条** 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第13号）の一部を次のように改正する。

第15条中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

**第2条** 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第15条中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年紀南環境広域施設組合条例第2号）の施行の日（令和元年12月20日）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則第15条の規定は、平成31年4月1日から適用する。